

小規模水供給システムへの指導・助言

飲用井戸等衛生対策要領

(昭和62年1月29日衛水第12号厚生省生活衛生局長通知)

【目的】

多種類の有害物質等による地下水の汚染
小規模貯水槽を持つ施設の不適切管理 等



飲料水の衛生確保
を図るため策定

⇒施設の把握、適正管理、定期的な水質検査、汚染時の措置、
汚染防止のための対策等を国が定めた。

【対象】

- ・飲料水を供給する井戸等の給水施設(一般用・業務用)
- ・水道法等の規制対象とならない水道

【対策の実施主体】

- ・都道府県、市、特別区が管下町村の協力を得て実施

- ➡ 担当部署を明確に。
- ➡ 対策の趣旨から、衛生担当部局が担当することが望ましい。
- ➡ 技術的には水道部署との連携を。

飲用井戸等衛生対策要領に基づく指導・助言

【衛生確保対策】

(1) 実態の把握

⇒ 関係部局との連携、施設や状況の把握、
飲用井戸等に係る情報の啓発や状況報告

(2) 飲用井戸等の管理、水質検査

① 飲用井戸等の管理

⇒ 施設構造や周辺の清掃、定期点検

② 飲用井戸等の検査

⇒ 水質検査の実施（使用開始前、定期（年1回以上））

③ 汚染が判明した場合の措置

⇒ 利用者への周知、保健所等への連絡

(3) 汚染された飲用井戸等に対する措置